

平成28年

第1回市議会定例会 議案第38号

職員の勤務時間に関する条例および函館市立高等学校及び
幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間に関する条例および函館市立高等学校及び幼稚園教育
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

職員の勤務時間に関する条例および函館市立高等学校及び
幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す
る条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に
改める。

- (1) 職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号）第1
条
- (2) 函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の
勤務条件に関する条例（昭和39年函館市条例第17号）第1条
附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い規定を整備するため